

奈良県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

奈良県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県環境影響評価条例施行規則（平成十一年六月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の八条を加える。

（配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第二条の二 条例第四条の四の配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、配慮書対象事業実施想定区域及び既に入手している情報によって以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（配慮書についての公告の方法）

第二条の三 条例第四条の五の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者からの協議に基づき知事が適切と認める方法

（配慮書を縦覧する場所）

第二条の四 条例第四条の五の規定により配慮書及び配慮書要約書を縦覧に供する場所は、県の本庁庁舎及び次に掲げるもののうちできる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めた場所とする。

一 配慮書事業者の事務所（県の区域内に存する事務所に限る。）

二 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村（以下「配慮書関係市町村」という。）の協力が得られた場合にあつては、配慮書関係市町村の庁舎その他の配慮書関係市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設
（配慮書について公告する事項）

第二条の五 条例第四条の五の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

三 配慮書対象事業実施想定区域

四 条例第四条の四の配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 配慮書及び配慮書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第四条の六の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項（配慮書についての公表の方法）

第二条の六 条例第四条の五の規定による公表は、配慮書事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（配慮書についての意見書の提出）

第二条の七 条例第四条の六の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である配慮書に記載された配慮書対象事業の名称

三 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第二条の八 条例第四条の八第一項の規則で定める期間は、条例第四条の七の書類の送付を受けた日の翌日から起算して九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたる当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、配慮書事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（配慮書対象事業の廃止等の場合の公告）

第二条の九 条例第四条の九第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者からの協議に基づき知事が適切と認める方法

2 条例第四条の九第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨

四 条例第四条の九第一項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第三条第四項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第八号」に改め、同条第五項中「第五条第二項」を「第五条第三項により準用する条例第四条の三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例第五条第一項第九号の規則で定める事項は、条例第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容とする。

第三条に次の一項を加える。

7 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における第五項の規定の適用については、「条例第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは、「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」とする。

第四条の見出し中「環境影響」を「対象事業に係る環境影響」に改め、同条中「（以下「環境要素」という。）」を削る。

第五条から第七条の二までを次のように改める。

（方法書についての公告の方法）

第五条 第二条の三の規定は、条例第七条の規定による公告について準用する。この場

合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

（方法書の縦覧）

第六条 第二条の四の規定は、条例第七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条の四第一号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村（以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

（方法書について公告する事項）

第七条 第二条の五の規定は、条例第七条の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の五第一号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業」とあるのは「対象事業」と、同条第三号中「配慮書対象事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、同条第四号中「第四条の四の配慮書対象事業」とあるのは「第六条の対象事業」と、同条第七号中「第四条の六」とあるのは「第八条」と読み替えるものとする。

（方法書についての公表の方法）

第七条の二 第二条の六の規定は、条例第七条の規定による公表について準用する。この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。第七条の四第一項中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第七条の六第二項中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第八条及び第九条を次のように改める。

（方法書についての意見書の提出）

第八条 第二条の七の規定は、条例第八条の規定による意見書の提出について準用する。

この場合において、第二条の七第二号中「配慮書対象事業」とあるのは、「対象事業」と読み替えるものとする。

（方法書についての知事の意見の提出期間）

第九条 第二条の八の規定は、条例第十条第一項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第二条の八第一項中「第四条の七」とあるのは「第九条」と、第二条の八第二項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。第十条第三項中「第五条第二項」を「第四条の三第二項」に改める。

第十一条中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第十二条中「第六条の」を「第二条の四の」に、「第六条中「方法書及び方法書要約書」とあるのは、「準備書及び準備書要約書」を「第二条の四第一項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村（以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第十三条の二中「第七条の二」を「第二条の六」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第十五条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第十七条第一項を次のように改める。

第七条の六第一項の規定は、条例第十五条第二項により準用する条例第七条の二第三項の規定による準備書の記載事項の周知について準用する。

第十七条第二項中「第五条」を「第二条の三」に、「前項第二号」を「前項により準用する第七条の六第一項第二号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」

と読み替えるものとする。

第二十条第二項中「第九条第二項」を「第二条の八第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第二十三条中「第五条」を「第二条の三」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第二十四条中「第六条の」を「第二条の四の」に、「第六条中「方法書及び方法書要約書」とあるのは、「評価書及び評価書要約書」を「第二条の四第一項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村（以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第二十五条の二中「第七条の二」を「第二条の六」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（都市計画に定められる配慮書対象事業等に係る環境影響評価その他の手続を行う者等の特例）

第二十九条の三 配慮書対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る

配慮書対象事業については、条例第四条の二から条例第四条の九までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項及び第三十一条の二に定めるところにより、当該都市計画に係る同法第十五条第一項の知事又は市町村（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）が当該配慮書対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設（以下「配慮書対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第四条の三第二項、第四条の九第一項第三号及び同条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第四条の二から第四条の九まで（条例第四条の三第二項、第四条の九第一項第三号及び同条第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二	配慮書対象事業（第二条第二項の規則で定める事業（法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業	奈良県環境影響評価条例施行規則（平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「施行規則」という。）第二十九条の三第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、同項に規定する配慮書対象事業等を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業（以下「都市計画配慮書対象事業」という。）
-------	---	--

		第四条の三第一項各号列記以外の部分	第四条の三第一項第一号		第四条の三第一項第二号	第四条の四		第四条の五から第四条の七まで及び第四条の八第一項	第四条の九第一項各号列記以外の部分	第四条の九第一項第一号
当該配慮書対象事業	配慮書事業者	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	配慮書対象事業	配慮書事業者	配慮書対象事業	配慮書対象事業	配慮書事業者	配慮書事業者	配慮書事業者（第七条又は	配慮書対象事業
当該都市計画配慮書対象事業	都市計画決定権者	都市計画決定権者の名称	都市計画配慮書対象事業	都市計画決定権者	都市計画配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業	都市計画決定権者	都市計画決定権者	都市計画決定権者（施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される	都市計画配慮書対象事業

一 号 及 び 第 二 号		
---------------------------------	--	--

第三十条第一項中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「第三章」を「第五条から第三十一条まで」に、「から第三十四条まで」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条」に、「同法第十五条第一項の知事又は市町村（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）」を「都市計画決定権者」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第三章」を「第五条から第三十一条まで」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項の表中第五条第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第五条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第四条の二の配慮書対象事業	業	施行規則第二十九条の三第二項の規定により読み替えて適用される第四条の二の都市計画配慮書対象事業
対象事業		施行規則第三十条第一項に規定する対象事業等（第二十三条第一項及び第二十四条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）

第三十条第二項の表中第五条第一項第二号から第四号までの項を次のように改める。

第五条第一項第二号 及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第五条第一項第七号	事業者	都市計画決定権者
第五条第一項第八号	対象事業	都市計画対象事業
第五条第二項	事業者	都市計画決定権者
第四条の二の配慮書対象事業		施行規則第二十九条の三第二項の規定により読み替えて適用される第四条の二の都市計画配慮書対象事業

第三十一条の次に次の一条を加える。

（配慮書事業者の行う手続との調整）

第三十一条の二 配慮書事業者が条例第四条の四の規定による送付を行ってから条例第五条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書事業者及び当該配慮書事業者から条例第四条の四の規定により配慮書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての第二十九条の三第一項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第三十二条の見出し中「環境影響評価」を「手続」に改め、同条第五項中「第二節及び第三節」を「第三節及び第四節」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（配慮書事業者の協力）

第三十二条の二 都市計画決定権者は、配慮書事業者に対し、第二十九条の三及び第三十一条の二に規定する環境影響評価その他の手続を行うために必要な調査の実施、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第三十三条中「前三条」を「第三十条、第三十一条及び第三十二条」に改める。

第三十三条の二中「第三十三条第一項」の下に「により準用する条例第四条の八第一項」を加える。

第三十四条第一項中「第五条」を「第二条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二から第二条の九までの規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に方法書を公告した事業については、適用しない。

3 新規則第三条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。